

国民健康保険税の課税限度額の引上げについて

保険年金課

被保険者間の国民健康保険税負担の公平性確保のため、北本市国民健康保険税条例の一部改正として、課税限度額の引上げを行う。

【現行】	【改正案】
・医療分…51万円	・医療分…52万円
・支援分…14万円	・支援分…17万円
・介護分…12万円	・介護分…16万円
計…77万円	計…85万円

1 影響額 (注)

・医療分…194万 400円増	} 計 690万1,400円増
・支援分…371万9,300円増	
・介護分…124万1,700円増	

(注) 平成28年度当初課税分で試算

2 増額対象者数 (注)

- ・医療分…205人
- ・支援分…155人
- ・介護分…42人

(注) 平成28年度当初課税分で試算

3 システム改修費用

なし

○施行予定日

平成29年4月1日 (平成29年度課税から適用)

○条例改正案は12月議会で上程の予定

増額対象者について【イメージ図】

※平成28年度当初課税分で試算

